

立川市富士見児童館及び立川市南富士見学童保
育所並びに立川市羽衣児童館及び立川市羽衣学童
保育所の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和5年10月17日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和5年8月24日付立子育第1188号により、立川市長から、「立川市富士見児童館及び立川市南富士見学童保育所並びに立川市羽衣児童館及び立川市羽衣学童保育所の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者となしたい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市富士見児童館及び立川市南富士見学童保育所並びに立川市羽衣児童館及び立川市羽衣学童保育所については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市富士見児童館（立川市南富士見学童保育所含む） 立川市富士見町7丁目7番12号	株式会社明日葉 港区芝4丁目13-3 PMO田町東10F
立川市羽衣児童館（立川市羽衣学童保育所含む） 立川市羽衣町2丁目44番16号	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋I S Pタマビル

(2) 指定期間

立川市富士見児童館（立川市南富士見学童保育所含む）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

立川市羽衣児童館（立川市羽衣学童保育所含む）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・昨今の災害級の猛暑や豪雨などが発生する状況を踏まえ、利用者の命を守ることはこれまで以上に留意すること。
- ・労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団については、他市において虚偽報告事案が発生していることを踏まえ、市は組織的な再発防止策がとられていることを確認すること。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和5年8月24日(木) 午後6時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議、審査・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、3人の委員が立川市富士見児童館及び立川市南富士見学童保育所の現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、株式会社明日葉及び労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を特命で指定管理者とする理由として、令和7年度、令和8年度に開始する市内児童館の2ブロック化体制を見据えた更新時期の調整が必要であり、調整段階の短い指定期間での事業者交代は利用者や地域への影響が懸念されるため、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。また、現指定管理者は、これまでに市の経費を抑制しながら、サービスの向上として午後8時までの開館時間延長や地域住民の意見を反映した児童館運営協議会の実施のほか、地域と連携したお祭りなどに取り組み、良好な管理・運営がなされた効果が認められたとの説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

ここでは、現指定管理者の運営状況や仕様書の内容、今後のブロック化の進め方などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、職員の研修計画や、地域連携の取組、社内のコンプライアンス体制、組織変更により財務状況に変化があることなどについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、昨今の災害級の猛暑や豪雨などが発生する状況を踏まえ、利用者の命を守っていくことが求められる、また業界的に人材確保が難しいなど課題があるなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	志 村 広一郎	公募